

別紙1-1

## 論文審査の結果の要旨および担当者

報告番号	※	第	号
------	---	---	---

氏 名 田中 健史朗

論 文 題 目

クライアントの内面的自己開示を促進する要因ーカウンセラーの Self-involving 技法および Self-disclosing 技法の視点からー

論文審査担当者

主 査 名古屋大学発達心理精神科学教育研究センター准教授 金子一史  
名古屋大学大学院教育発達科学研究科教授 窪田由紀  
名古屋大学大学院教育発達科学研究科教授 平石賢二

## 論文審査の結果の要旨

本論文の目的は、クライアントの内面的自己開示を促進する要因について検討することであった。特に、被開示者に対する類似の認知、カウンセラーに対する印象評価、カウンセラーの自己開示技法に焦点を当てている。カウンセラーの自己開示技法は、“Self-involving”、“Self-disclosing”の2種類に分類して検討した。Self-involving 技法とは、クライアントの話聞いたことによってカウンセラーに湧き起った感情を伝えることである。一方、Self-disclosing 技法とは、カウンセラー自身の過去の体験や個人情報伝えることである。本論文において、Self-involving 技法と Self-disclosing 技法では、カウンセラーに対する印象やカウンセラーに対する自己開示に与える効果に違いがあることを示した。本論文を通して、クライアントの内面的自己開示を促進するカウンセラーの要因について、コミュニケーション技法の視点から明らかにした。

第一章では、これまでの自己開示に関する先行研究をレビューし、その問題点を論じた。先行研究の問題点として、クライアントの自己開示を促進する要因を検討するには、クライアントの自己開示量のみが検討されてきたことを指摘し、クライアントの内面的自己開示を促進する要因を検討することが重要であると論じた。さらに、開示場面の環境やカウンセラーとの関係性などが先行研究では検討されてきたけれども、カウンセラーのコミュニケーション技法については十分に検討されておらず、臨床・医療・福祉・教育など様々な領域におけるカウンセラーの援助行動について、コミュニケーション技法の視点から検討する重要性を述べた。

第二章では、クライアントの内面的自己開示を促進する要因として、被開示者に対する類似の認知およびカウンセラーに対する印象評価を取り扱った。研究1および研究2では、被開示者に対する類似の認知を検討した。その結果、類似の認知を活性化させることで自己開示は促進され、特に表面的な側面の類似が内面的自己開示を促進させることが明らかになった。研究3では、仮想カウンセラーに対する印象評価と、そのカウンセラーに対する悩みの自己開示の関連を検討した。その結果、カウンセラーに対する好意感と専門性がクライアントの内面的自己開示を促進することが示された。

第三章では、カウンセラーの自己開示の中でもクライアントの話に対して湧き起ったカウンセラーの感情を開示する Self-involving 技法に着目し、クライアントの内面的自己開示に与える効果を検討した。研究4では、仮想のカウンセリング場面を設定し、研究協力者に仮想カウンセリングの逐語録を読んでもらい、その仮想カウンセラーに対してどの程度自己開示すると思うかを尋ねた。その結果、カウンセ

## 論文審査の結果の要旨

ラーが自己開示を抑制するよりも、カウンセラーの **Self-involving** 技法を行った方がクライアントの内面的自己開示促進には効果的であることを示した。研究 5 では、**Self-involving** 技法で開示される感情が肯定的な感情か、否定的な感情かの違いにより、クライアントの内面的自己開示に与える効果に違いがあるかを検討した。その結果、肯定的な感情を開示することで、クライアントの内面的自己開示を促進することが示された。

第四章では、クライアントの内面的自己開示を促進する要因として、カウンセラーの **Self-disclosing** 技法を取り上げた。研究 6 では、カウンセラーが自己開示を抑制するよりも、カウンセラーが **Self-disclosing** 技法を行った方がクライアントの好意感を高めることと同時に、信頼感を低めることが示された。研究 7 では、カウンセラーの開示する体験がクライアントの体験に似ているか似ていないかによる効果の違いを検討した。その結果、似ている体験の開示によってクライアントの内面的自己開示は促進されないことが明らかになった。一方、似ていない体験を開示することで、カウンセラーに対する印象評価を低め、内面的自己開示を抑制することが明らかになった。以上のことから、**Self-disclosing** 技法はリスクの高いコミュニケーション技法であり、クライアントの内面的自己開示を促進させる効果は認められないと考えられた。

第五章では、本研究の意義、本研究の限界と展望について議論を行った。まず、カウンセラーの自己開示研究に対する意義について議論した。本論文の結果から、同じカウンセラーの自己開示であっても、**Self-involving** 技法と **Self-disclosing** 技法ではクライアントの内面的自己開示に与える効果に違いがあり、さらには開示感情の質や開示体験の類似性によっても、クライアントに与える効果に違いがみられた。そのため、カウンセラーの自己開示研究において、自己開示が良いか悪いかの議論ではなく、どのような自己開示であれば良いのか、どのような自己開示は禁忌なのかという議論を行う必要があることを論じた。肯定的な感情を開示する **Self-involving** 技法であれば、倫理的にも問題なく検討でき、似ていない体験を開示する **Self-disclosing** 技法は実際に行うことは倫理上の問題があることが考えられる。そのような判断をする指標を示すことができたことは今後のカウンセラーの自己開示研究に貢献したと考えられた。

次に、カウンセリング実践に対する意義について議論した。実際のカウンセリング場面で、カウンセラーが自己開示を全く行わないということは、非現実的である。けれども、カウンセラーの自己開示がクライアントにどのような影響を与えるか自覚が乏しい状態で、カウンセラーが不適切な自己開示を行うのは問題である点を指摘し、

## 論文審査の結果の要旨

カウンセリング活動への指針を示した。最後に、本研究の限界と問題点について議論を行った。具体的には、本論文の知見を実践に応用する際の制限についてと、実践研究の必要性について論じた。

本論文の内容に対して、審査委員からは以下のような問題点の指摘がなされた。

- (1) 本研究で示されたカウンセラーとクライアントの類似性についての知見は、限られた条件の中で成立するものであり、実際の臨床場面への一般化は困難なのではないか。
- (2) 研究アプローチの設定において、より臨床実践と結びつけた方向性を維持する必要があったのではないか。臨床実践と研究結果をつきあわせて検討すると、より良いのではないか。ケース・スタディーなどの手法も取り入れるべきでは無かったか。
- (3) 本研究は、カウンセラーとクライアントにおける関係性の初期段階のみを扱っているのではないか。
- (4) **Self-involving** 技法は、ロジャースの言う「誠実性」と重なる部分もあると思われるが、両者の異同はどのように考えているのか。
- (5) カウンセラーの自己開示は、現実にはクライアントから迫られて行われることが多い。このような、カウンセラーとクライアントの相互作用については、どのように考えているのか。

このような指摘に対して、申請者は概ね適切な応答を行った。また、本論文の限界、今後の課題等についても十分に把握していた。本論文は、同じカウンセラーの自己開示であっても、**Self-involving** 技法と **Self-disclosing** 技法ではクライアントの内面的自己開示に与える効果に違いがあること、さらには開示感情の質や開示体験の類似性によっても、クライアントに与える効果に違いが見られたことを明らかにした点で、カウンセリング技法の発展に大きく寄与する論文であると判断された。

以上のような結果より、審査委員は全員一致して、本論文を「博士（心理学）」の学位に値するものと判断し、論文審査の結果を「可」と判定した。